

昭和二十五年運輸省令第四十二号

造船法施行規則

造船法施行規則を次のように定める。

(施設の新設等の許可申請及び届出)

第一条 造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第一号書式の許可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)
- 二 事業の種類
- 三 事業の開始年月
- 四 新設し、譲り受け、又は借り受けようとする施設の名称及び所在地並びに当該施設に備える設備の概要
- 五 譲り受け、又は借り受けようとする場合の相手方の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 定款、最近の貸借対照表及び損益計算書並びに現に行っている事業の概要を説明した書類
- 二 新設し、譲り受け、又は借り受けようとする施設に備える設備の概要及び当該施設の敷地総面積を示す書類及び図面
- 三 所要資金の額及びその調達方法を記載した書類
- 四 法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 法第二条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

- 一 氏名及び住所
- 二 新設し、譲り受け、又は借り受けようとする施設の名称及び所在地
- 三 工事の完了又は施設の譲受け若しくは借受けによる引渡しの完了年月日

(許可を要する設備)

第二条 法第三条第一項の設備は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 造船台(平均潮高時における陸上耐圧部(掘削を有する場合は乾水できる部分を含む。))の長さが五十メートル以上のもに限る。
- 二 船舶の製造のための船殻の取付け及びブロックの搭載の用以外の用のみに供するドック(渠底平坦部の長さが五十メートル以上のものに限る。)

ク(渠底平坦部の長さが五十メートル以上のものに限る。)

- 三 前号のドック以外のドック(渠底平坦部の長さが五十メートル以上のものに限る。)
- 四 船舶の製造のための船殻の取付け及びブロックの搭載の用以外の用のみに供する引揚船台(平均潮高時における陸上耐圧部の長さが五十メートル以上のものに限る。)
- 五 前号の引揚船台以外の引揚船台(平均潮高時における陸上耐圧部の長さが五十メートル以上のものに限る。)

(設備の新設等の許可申請及び届出)

第三条 法第三条第一項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第二号書式の許可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名及び住所
- 二 新設、増設又は拡張(以下「新設等」という。)をしようとする設備に係る施設の名称及び所在地
- 三 前号の施設によつて行う事業の種類
- 四 新設等をしようとする設備の使用の開始年月
- 五 新設等をしようとする設備の概要

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 当該申請に係る設備の概要を示す書類及び図面
- 二 所要資金の額及びその調達方法を記載した書類
- 三 法第四条第一項第二号及び第三号に掲げる基準に適合することを説明する書類

3 法第三条第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

- 一 氏名及び住所
- 二 新設等をした設備に係る施設の名称及び所在地
- 三 工事完了年月日

(事業の開始等の届出)

第四条 法第五条第一項の規定により事業開始の届出をしようとする者は、工場ごとに、第三号書式による届出書に、第一条第二項第一号(貸借対照表及び損益計算書を除く。)

報告書の名称	報告事項	提出期日
報告書の名称	報告事項	提出期日
造船法第五条第一項第一号の報告書	造船法第五条第一項第一号の報告書	毎五月十五日及び十月十五日
造船法第五条第一項第二号の報告書	造船法第五条第一項第二号の報告書	毎五月十五日及び十月十五日
造船法第五条第一項第三号の報告書	造船法第五条第一項第三号の報告書	毎五月十五日及び十月十五日

提出する場合において、当該許可の申請の際に添付した書類及び図面に示した事項について変更がないときは、届出書にその旨を記載して添付書類を省略することができる。

3 法第五条第二項の規定により、事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、休止又は廃止の日から二月以内に第四号書式の届出書を提出するものとする。

(報告)

第五条 船舶の製造若しくは修繕又は船体、船舶用機関若しくは艀装品又はこれらの部分品若しくは附属品の製造、修繕又は販売をする事業を営む者は、次の区分により、国土交通大臣に報告書を提出しなければならない。ただし、鋼造船所施設状況報告書にあつては、前回提出時の報告書記載事項に変更がない場合には、この限りでない。

報告書の名称	報告事項	提出期日
報告書の名称	報告事項	提出期日
造船法第二条第一項の施設用輸送品	造船法第二条第一項の施設用輸送品	毎五月十五日及び十月十五日
造船法第二条第一項の施設用輸送品	造船法第二条第一項の施設用輸送品	毎五月十五日及び十月十五日

第六条 法第二条第一項の施設を所有し、又は借り受けようとする者は、当該施設に備える第二号各号に掲げる設備を船舶の製造又は修繕の用に供しないこととするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した第十号書式の設備使用廃止報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 使用廃止をする設備に係る施設の名称及び所在地
- 三 使用廃止をする設備の概要
- 四 使用廃止をする理由
- 五 使用廃止をする予定年月日
- 六 その他必要な事項

2 国土交通大臣は、前項の設備使用廃止報告書に記載された設備が使用廃止されたときは、速やかに、当該設備に係る法第二条第一項又は法第三条第一項の許可を取り消すものとする。

(関係事業者に関する国土交通省令で定める関係)

第七条 法第十条第二項第二号の国土交通省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資額の総額の百分の五十以上

に相当する数又は額の株式又は出資を造船等事業者が有する関係

二 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員又は職員が占める関係(ロに該当するもののうち、当該造船等事業者が第三の事業者(当該造船等事業者及び当該他の事業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。))と共同して金銭以外の資産の出資により設立した当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額を当該造船等事業者及び当該第三の事業者が有する場合にあつては、当該他の事業者の役員又は職員の占める割合が、当該他の事業者の役員又は職員のうちに他のいずれか一の事業者の役員又は職員の占める割合以上である関係)

イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該造船等事業者が有していること。

ロ 当該造船等事業者の有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

三 他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を、子会社(造船等事業者が第一号に規定する関係又は前号イ若しくはロに該当し、かつ、役員又は総数の二分の一以上を当該造船等事業者の役員又は職員が占める関係を有している他の事業者をいう。以下この号及び次号において同じ。))又は子会社及び当該造船等事業者が有する関係

四 次のイ又はロに該当し、かつ、他の事業者の役員又は職員が占める関係

イ 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は

額の株式又は出資を子会社又は子会社及び当該造船等事業者が有していること。

ロ 子会社又は子会社及び当該造船等事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれか一の事業者が有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類(法第十条第二項第二号に該当する事業活動を行う場合を除く)を添付して行わなければならない。一 当該造船等事業者(事業基盤強化計画に現に事業を営んでいる関係事業者が当該造船等事業者の事業基盤強化のために行う措置に関する計画が含まれる場合には、当該関係事業者を含む。以下この項において同じ。))の定款の写し又はこれに準ずるもの及び当該造船等事業者が登記している場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二 当該造船等事業者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの)

三 当該事業基盤強化計画を実施することにより、生産性が相当程度向上することを示す書類

四 当該事業基盤強化計画を実施することにより、財務内容の健全性が向上することを示す書類

五 当該事業基盤強化計画を実施することにより、船舶等の品質が向上することを示す書類

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下このイにおいて「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(ロ及びハにおいて「暴力団員等」という。)

ロ 法人でその役員のうち暴力団員等があるもの

ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

3 法第十一条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。一 事業基盤強化計画の認定により受けようとする支援措置

二 事業基盤強化計画の期間中における船舶等に係る技術開発に関する事項

4 前項の場合において、法第十三条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、第一項及び第二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類(第二項に規定する書類を除く。)及び図面をそれぞれ添付するものとする。

法第二条第一項第一号第一項及び第二項に規定する書類及び図面

業場の認定に関する規則第三十五条第一項に規定する基準に適合し、かつ、同条第二項に該当しないこととする。

(事業基盤強化計画の認定)

第十条 国土交通大臣は、法第十一条第一項の規定により事業基盤強化計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めを照らしてその内容を審査し、当該事業基盤強化計画の認定をするときは、申請者に第二号書式の認定書として一月以内に、申請者に第十二号書式の認定書を交付するものとする。

2 国土交通大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した第十三号書式による通知書を申請者に交付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の認定をしたときは、第十四号書式により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。一 認定の日付

二 事業基盤強化計画認定番号

三 認定事業基盤強化事業者の名称

四 認定事業基盤強化計画の概要(認定事業基盤強化計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第十一条 認定事業基盤強化計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十二条第一項の変更の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定事業基盤強化事業者は、遅滞なく、第十五号書式によりその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 法第十二条第一項の規定により、事業基盤強化計画の変更の認定を受けようとする認定事業基盤強化事業者(第四項及び第五項において「変更申請者」という。))は、第十六号書式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 前項の変更の認定の申請に係る事業基盤強化計画の実施期間は、当該変更の認定の申請前の認定事業基盤強化計画に従って事業基盤強化を実施した期間を含め、五年(当該事業基盤強化計画に法第十五条の規定による特例措置を受けることが含まれる場合であつて、事業基盤強化を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれない場合にあつては、三年)を超えないものとする。

4 国土交通大臣は、第二項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十一条第四項

の定めを照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定事業基盤強化計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に第十七号書式の認定書を交付するものとする。

5 国土交通大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した第十八号書式による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 国土交通大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、第十九号書式により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の事業基盤強化計画認定番号
- 三 認定事業基盤強化事業者の名称
- 四 変更後の認定事業基盤強化計画の概要

(認定事業基盤強化計画の変更の指示)

第十二条 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により認定事業基盤強化計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した第二十号書式による通知書を当該変更の指示を受ける認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。

(認定事業基盤強化計画の取消し)

第十三条 国土交通大臣は、法第十二条第二項又は第三項の規定により認定事業基盤強化計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した第二十一号書式による通知書を当該認定が取り消される認定事業基盤強化事業者に交付するものとする。

2 国土交通大臣は、認定事業基盤強化計画の認定を取り消したときは、第二十二号書式により、当該認定の取消しについて、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 取消しの日付
- 二 事業基盤強化計画認定番号
- 三 認定を取り消された事業者の名称
- 四 取消しの理由

(実施状況等の報告)

第十四条 認定事業基盤強化事業者は、認定事業基盤強化計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、第二十三号書式により、国土交通大臣に報告をしなければならない。

2 認定事業基盤強化事業者又はその関係

事業者が製造又は修繕をする船舶等に関する事項に関し報告を求められたときは、第二十四号書式による報告書を提出しなければならない。(課税の特例に関する報告事項)

第十五条 法第十五条の規定により産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十三条第一項又は第二十四条第一項の認定があったものとみなされる場合において、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業基盤強化事業者は、前条第一項に規定する報告に、次に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

- 一 登記の内容
- 二 登録免許税の額
- 三 当該特例措置による減免額(権限の委任)

第十六条 法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、工場の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。)に委任する。

一 法第二十一条に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びに渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックを備える施設に係るものを除く。)

二 法第三条第一項に規定する権限(平均潮高時における陸上耐圧部(堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。)の長さが八十五メートル以上の造船台及び引揚船台並びに渠底平坦部の長さが八十五メートル以上のドックに係るものを除く。)

三 法第二条第二項及び第三条第二項に規定する権限

四 法第五条に規定する権限(經由機関)

第十七条 法又はこの省令の規定により国土交通大臣に提出する書類(事業基盤強化計画に係るものを除く。)は、所轄地方運輸局長を經由するものとする。

附則抄

1 この省令は、公布の日から施行し、造船法施行の日(昭和二十五年六月十五日)から適用するものとする。

3 第四条第一項の規定にかかわらず、この省令施行の日までに、臨時船舶管理法施行規則及び

臨時船舶管理法施行規則の一部を改正する省令(昭和二十四年運輸省令第三十一号)附則第二項の規定により造船業務状況報告書を提出した者は、第五条の規定による届出をした者とみなす。

附則(昭和二十七年七月二日運輸省令第五一号)

1 この省令は、昭和二十七年七月二十二日から施行する。

2 この省令施行の際現に改正前の造船法(昭和二十五年法律第九十九号)第二条第一項又は同法第三条第一項の規定による届出に係る工事であつて改正後の同法第二条第一項又は同法第三条第一項の施設又は設備に係るものを完了して、その工事の完了の届出をしていない者については、改正前の造船法施行規則第一条第三項及び第三条第二項の規定は、この省令施行後もなおその効力を有する。

附則(昭和二十八年二月七日運輸省令第二号)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年十二月三十一日から適用する。

附則(昭和三十三年五月二七日運輸省令第一八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十五年三月二日運輸省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則(昭和三十九年九月八日運輸省令第六七号)抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第十号書式Aの規定による船舶用機関等製造計画報告書の提出については、昭和四十年一月一日から始まる四半期に係る報告から適用する。

2 改正後の第九号書式Bの規定による船舶用機関等施設状況報告書の最初の提出期日は、昭和四十年二月十五日までとする。

附則(昭和四十二年七月二日運輸省令第五四号)抄

1 この省令は、昭和四十二年七月十五日から施行する。

2 この省令の施行前にした造船法(昭和二十五年法律第九十九号。以下「法」という。)第二条第一項の許可であつて、改正前の造船法施行規則(以下「旧規則」という。)第二条第二号の設備を備える施設に係るもの又は旧規則第

二条第三号の設備を備える施設に係るものは、それぞれ改正後の造船法施行規則(以下「新規則」という。)第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可とみなす。

3 この省令の施行前にした法第三条第一項の許可であつて、旧規則第二条第二号の設備に係るもの又は旧規則第二条第三号の設備に係るものは、それぞれ新規則第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可とみなす。

4 この省令の施行前に旧規則第二条第二号の設備を備える施設に係る法第二条第一項の許可を受けた者及びこの省令の施行前に旧規則第二条第二号の設備に係る法第三条第一項の許可を受けた者は、昭和四十二年八月三十一日までに、当該設備が新規則第二条第二号及び第三号の設備のうちいずれに該当するかを運輸大臣に届け出なければならない。

5 この省令の施行前に旧規則第二条第三号の設備を備える施設に係る法第二条第一項の許可を受けた者及びこの省令の施行前に旧規則第二条第三号の設備に係る法第三条第一項の許可を受けた者は、昭和四十二年八月三十一日までに、当該設備が新規則第二条第四号及び第五号の設備のうちいずれに該当するかを運輸大臣に届け出なければならない。

6 この省令の施行の際現に存する旧規則の規定に基づいてした法第二条第一項の許可の申請は、新規則の規定に基づいてしたものとみなす。この場合において、旧規則第二条第二号の設備を備える施設に係る許可の申請又は旧規則第二条第三号の設備を備える施設に係る許可の申請は、それぞれ新規則第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可の申請又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものを備える施設に係る許可の申請に変更されたものとみなす。

7 この省令の施行の際現に存する旧規則の規定に基づいてした法第三条第一項の許可の申請(旧規則第二条第五号から第七号までの設備についての許可の申請を除く。)は、新規則の規

定に基づいてしたものとみなす。この場合において、旧規則第二条第二号の設備に係る許可の申請又は旧規則第三条第三号の設備に係る許可の申請は、それぞれ新規則第二条第二号及び第三号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可の申請又は新規則第二条第四号及び第五号の設備のうち当該設備が該当するものに係る許可の申請に変更されたものとみなす。

附 則（昭和四五年九月三日運輸省令第七六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年六月二三日運輸省令第三二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年一月一四日運輸省令第五六号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二二号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（昭和五九年六月二二日運輸省令第一八号）抄
この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

北海道運輸局長

東北北海道運輸局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）
新潟運輸局長
東北北海道運輸局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長

関東海運局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

札幌陸運局長
仙台陸運局長
新潟陸運局長
東京陸運局長
名古屋陸運局長
大阪陸運局長
広島陸運局長
高松陸運局長
福岡陸運局長

九州運輸局長
神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

神戸海運監理部長
北海道運輸局長
東北運輸局長
新潟運輸局長
関東運輸局長
中部運輸局長
近畿運輸局長
中国運輸局長
四国運輸局長
九州運輸局長

北海道運輸局長

附 則（平成十三年一月六日から施行する。）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年四月一日国土交通省令第五三三号）
この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）
この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）
この省令は、公布の日から施行する。

北海道運輸局長

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年八月二〇日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

北海道運輸局長

第一号書式（第一条関係）

第一号書式（第一条関係）

建設 建設 建設
運輸 運輸 運輸
業 業 業
許可申請書

1	事業者の住所及び住所
2	事業の種類
3	事業の開始年月日
4	建設の名称及び所在地
5	建設の概要
6	積り受け、又は積り受けを行う積り受けの氏名及び住所

上記のとおり建設法第五条第一項の規定による許可を申請します。

年 月 日 申請者の氏名及び住所
 職

(日本建築規格A列4番)

備考

- 建設の種類、建設又は積り受けを行う必要な字句を記載すること。
- 5の(4)には、建設し、又は積り受けすることができる最大積積の積り受け数を記載すること。
- 必要ある場合は、別紙に記載すること。

第二号書式（第二条関係）

第二号書式（第二条関係）

建設 建設 建設
業 業 業
許可申請書

1	事業者の住所及び住所
2	事業の種類
3	事業の開始年月日
4	建設の名称及び所在地
5	建設の概要
6	積り受け、又は積り受けを行う積り受けの氏名及び住所

上記のとおり建設法第五条第一項の規定による許可を申請します。

年 月 日 申請者の氏名及び住所
 職

(日本建築規格A列4番)

備考

- 建設の種類、建設又は積り受けを行う必要な字句を記載すること。
- 5の(4)には、建設し、又は積り受けすることができる最大積積の積り受け数を記載すること。
- 必要ある場合は、別紙に記載すること。

第三号書式（第四条関係）

第三号書式（第四条関係）

建設 建設 建設
業 業 業
許可申請書

1	事業者の住所及び住所
2	事業の種類
3	事業の開始年月日
4	建設の名称及び所在地
5	建設の概要
6	積り受け、又は積り受けを行う積り受けの氏名及び住所

上記のとおり建設法第五条第一項及び建設法施行規則第四十五条第一項の規定により届け出ます。

年 月 日 提出者の氏名（氏名）
 職

(日本建築規格A列4番)

記載事項 1. 事業の種類の中には、鋼筋鉄骨又は鋼筋鉄骨コンクリートの構造とする建築物の建築を記載すること。

- 建設の、コンクリート、鉄骨、鋼筋鉄骨の部については、その構造、入層し、又は積り受けを行うことができる最大積積の積り受け数を記載すること。
- 鋼筋鉄骨は、中央コア、梁の構造は、コアと梁とする。

第四号書式（第五条関係）

第四号書式（第五条関係）

建設 建設 建設
業 業 業
許可申請書

1	事業者の住所及び住所
2	事業の種類
3	事業の開始年月日
4	建設の名称及び所在地
5	建設の概要
6	積り受け、又は積り受けを行う積り受けの氏名及び住所

上記のとおり建設法第五条第一項及び建設法施行規則第四十五条第一項の規定により届け出ます。

年 月 日 提出者の氏名（氏名）
 職

(日本建築規格A列4番)

記載事項 1. 事業の種類の中には、その事項の建築となる建築物の建築を目的とする建築物の建築、建設、コンクリート、鉄骨、鋼筋鉄骨の部については、その構造、入層し、又は積り受けを行うことができる最大積積の積り受け数を記載すること。

- 鋼筋鉄骨は、中央コア、梁の構造は、コアと梁とする。

第四号書式（第四号関係）

第四号書式（第四号関係）

() 番 提出 届 出 票

1. 事業者の住所氏名（名称）
 2. 工場の名称及び所在地
 3. 作止し、又は休止した事業の種別
 4. 事業全体休止し、又は休止した年次計画
 5. 事業全体休止し、又は休止した事由
 6. 従業者の総数状況
 7. 施設内保護状況（過去の報告に該当し、上記の通り運輸法第五條第二項及び運輸法施行規則第四條第二項の規定により届出済です。）

提出者住所氏名（名称）
 年 月 日
 地方運輸局長 宛
 運輸総務部長 宛

（日本貨物運送法第4条4項）
 記載事項 1. 表裏の両面に於ては、造形又は船舶運輸関係の製造の字句を記載すること。
 2. 作止又は休止した事業の種別の欄には、船舶、本船の製造若しくは船舶又は船舶運輸関係の事業前を記載すること。

第五号書式（第五号関係）

第五号書式（第五号関係）

生 産 状 況 報 告 書
所在地
運輸 貨 物

1. 生産高 { 年 4 月 ~ 9 月 }
 10 月 ~ 翌年 3 月 単位：千円

品 種	部 品	数量・計量単位	その他の工事	計

2. 船舶加工形式 { 年 4 月 末現在 }
 船舶番号 製造しうる最大 単位：隻
 船舶 (G.T.)

品 種	部 品	数量・計量単位	その他の工事	計

3. 工事時間数 { 年 4 月 末現在 } 単位：千時間

工 事 区 分	部 品	数量・計量単位	その他の工事	計

品 種	部 品	数量・計量単位	その他の工事	計

4. 鋼材積算量 { 年 4 月 末現在 } 単位：トン

工 事 区 分	部 品	数量・計量単位	その他の工事	計

5. 従業員数 { 年 4 月 末現在 } 単位：人

職 種	部 門	従 業 員 数				計
		常 勤 員	非常勤員	パート	その他	
工 員	社内					
	社外					
小 計						

備 考	備 考	備 考

備考
 1. 生産高の欄には、期間中に発生した総製造費用を記載すること。
 2. 新造船工程費は、調査時点前6か月間の実績及び調査時点後1年間の計画を線表とし、船主（外国船の場合はその代理）用途、総トン数、噸積重量トン数及び船名を記入すること。
 なお、工事期間が調査時点以後6年を超える長期契約については、その竣工時まで作成すること。
 3. 工事時間数は、生産部門の調査時点前6か月の実績及び調査時点後1年間の計画を記入すること。
 なお、現有工事消化能力は、1日所定労働時間数×時間、1か月労働日数×日とし、出勤率は社内工にあっては、90%、社外工にあっては100%として算出すること。
 4. 鋼材積算量は、調査時点前6か月間の実績及び調査時点後1年間の計画を記入すること。

第六号書式（第五条関係）

第六号書式（第五号関係）

製造物検査法施行令
 製造物検査法
 (昭和五十五年法律第...号)

製造物検査法（第五号関係）	検査項目	検査方法	検査結果	検査担当者	検査日時
製造物検査法（第五号関係）	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
製造物検査法（第五号関係）					

製造物検査法（第五号関係）	検査項目	検査方法	検査結果	検査担当者	検査日時
製造物検査法（第五号関係）	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				

製造物検査法（第五号関係）	検査項目	検査方法	検査結果	検査担当者	検査日時
製造物検査法（第五号関係）	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				

製造物検査法（第五号関係）	検査項目	検査方法	検査結果	検査担当者	検査日時
製造物検査法（第五号関係）	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				
	製造物検査法（第五号関係）				

備考
 1. 本報告書の検査項目は、製造物検査法（第五号関係）第1条第1項第1号に規定する検査項目である。
 2. 製造物検査法（第五号関係）第1条第1項第1号に規定する検査項目は、本報告書施行令（平成13年政令第433号）第1条第1項第1号に規定する検査項目である。
 3. 本報告書には、工場全体検査結果を添付すること。

第七号書式A (第五条関係)

船舶用機関等施設状況報告書 A

(年12月31日現在)

密 理 番 号	密 理 番 号	密 理 番 号	密 理 番 号
事 業 者 名	工 場 名	所 在 地	所 在 地
代 表 者 名	船 用 の	主 要 製 品 名	
私 込 資 本 金	百 万 円		
東 京 事 業 所 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号 () 番			
業 種	資 本 金	従 業 員	地 方 運 輸 局 運 輸 監 理 部
			事 業 所

1 建物及び敷地	種	数	建築面積 (㎡)	床面積 (㎡)	備 考
事 務 所					
機 械 工 場					
仕上・組立工場					
鍛 造 工 場					
木 型 工 場					

製 田 工 場				
倉 庫				
設 計 室				
合 計				

敷 地 面 積 ㎡

2 従業員数		船 舶 部 門		船 舶 部 門 以 外 の 部 門		合 計
職 種	部 門	船 舶 用 機 関 及 び 船 舶 用 品 の 製 造 ・ 修 繕		船 舶 の 新 造 ・ 修 繕		合 計
		製 造	修 繕	新 造	修 繕	
工 具	社 内 工					
	社 外 工					
	小 計					
	事 務 所					
職 員	技 術					
合 計						

3 生産能力 (年1月～12月)

① 生産比率		船 舶 部 門						船 舶 部 門 以 外 の 部 門
工 場 全 生 産 高	百 万 円	船 舶 用 機 関 及 び 船 舶 用 品 の 製 造 ・ 修 繕		船 舶 の 新 造 ・ 修 繕		合 計		百 万 円
		製 造	修 繕	新 造	修 繕	製 造	修 繕	
全 額	100%	%	%	%	%	%	%	%

② 工事時間数		船 舶 部 門		船 舶 部 門 以 外 の 部 門
工 事 時 間 数	千 時 間	船 舶 用 機 関 及 び 船 舶 用 品 の 製 造 ・ 修 繕		船 舶 の 新 造 ・ 修 繕
		製 造	修 繕	
		千 時 間	千 時 間	千 時 間

- 備考
- 空印の欄には、記入しないこと。
 - 工事時間数には、期間中の工具の実労働時間数の合計を記入すること。

第七号書式B (第五条関係)

船舶用機関等施設状況報告書 B

(年12月31日現在)

密 理 番 号	密 理 番 号	密 理 番 号	密 理 番 号
事 業 者 名	工 場 名	所 在 地	所 在 地
代 表 者 名	船 用 の	主 要 製 品 名	
私 込 資 本 金	百 万 円		
東 京 事 業 所 の 所 在 地 及 び 電 話 番 号 () 番			
業 種	資 本 金	従 業 員	地 方 運 輸 局 運 輸 監 理 部
			事 業 所

1 工作機械等		製 造 後 の 経 過 年 数				取 置 期 間	備 考
分 類 番 号	機 種 名	計	5 年 未 満	5 年 以 上 10 年 未 満	10 年 以 上 20 年 以 上	取 置 期 間 満 足 する も の	
		1	2	3	4	5	
11	旋 盤						
12	ギ ー ル 機						
13	中 ぐ り 機						
14	フ ラ イ ス 機						
15	平 削 機						
16	研 削 機						

機	17	歯切及び歯車仕上げ								
	18	複合専用機								
小計	19	その他								
	20	小計								
	21	ベンディングマシン								
	22	炭圧プレス								
	23	機械プレス								
型式別加工機械	24	せん断機								
	25	押込機								
	26	その他								
	27	小計								
溶接・溶融機	28	アーケ溶接機								
	29	抵抗溶接機								
	30	ガス溶接溶融機								
小計	31	その他								
	32	小計								
40	ダイカストマシン									

鋳造機	33	金型鋳造機								
	34	鋳型機械								
	35	砂処理機械								
	36	製品処理機械								
	37	その他								
小計	38	小計								
合計	39	合計								

2 荷役設備

区分番号	機種名	能力別保有台数					備考
		計	5トン未満 1	5トン以上 20トン未満 2	20トン以上 50トン未満 3	50トン以上 100トン未満 4	
51	天井走行クレーン						
52	ジブクレーン						
53	橋形クレーン(門型クレーンを含む)						
54	塔型クレーン						
55	グリック						
56	その他						
合計	合計						

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第八号書式(第五条関係)

船舶用機具等月間生産高報告書(年 月分)

登録番号		地方運輸局 船舶検査部	
事業者名		工場名	
住所		所在地	
業種 <input type="checkbox"/> 資本金 <input type="checkbox"/> 従業員 <input type="checkbox"/> 地方運輸局 運輸監視部 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> 事業所の略称 <input type="checkbox"/>			

※ 索引番号	品名	型式	生産高			月末製品在庫高		
			数量	合計重量 (トン)	合計金額(千円)	数量	合計金額(千円)	

備考
 1 ※印の欄には、記入しないこと。
 2 重量は、小数点以下第1位まで記入すること。

第八号書式(第五条関係)

4. 事業基盤強化の実施に必要な資金の動員及びその調達方法
 - (1) 必要な資金の動員方法及び調達方法を記載する。
 - (2) 必要な資金の動員方法及び調達方法は、別表5により記載する。
5. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項
 - (1) 事業基盤強化の開始時期の開始後（開始前である事業年度及びその開始事業年度とそれぞれ記載する。以下同様に。）を記載する。
 - (2) 事業基盤強化に伴う労務の確保の状況を記載する。
 - (3) 事業基盤強化に際して行う労務の確保の状況を記載する。
 - (4) 労務のうち、新規採用される従業員数を記載する。
 - (5) 事業基盤強化に伴い削減又は転出される従業員数を記載する。
6. その他
 - (1) 事業基盤強化計画に法第11条第三項第一号の事項を記載する場合にあっては、別表6により記載する。
 - (2) 法第10条第4号の特別措置を受ける場合にあっては、法第11条第三項第三号の事項を記載する。ただし、産業競争力強化法施行令（平成26年政令第13号）第5条第二号に該当する場合にあっては、次の事項を別表7により記載する。
 - ① 事業基盤強化を行う事業年度の国内売上高合計額その他の産業競争力強化法施行令第5条第1号又は第2号に該当する会社ごとの業績に関する国内売上高
 - ② 当該実行が事業年度の業績の向上に寄与する事業内容に由来する状況

別表5

事業基盤強化の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援効果
法第10条第二項第一号の要約	<p>① 新たな取締役等及びその親族又は新たなる投資の関与及び関係による影響としては新たなる取締役等又は関係による投資の構成の状況</p> <p>② 取締役等の新たな親族の株式の購入又は譲渡の概要の状況</p>	

項目	内容
1. 新たな取締役、役員等	<p>① 新たな取締役、役員等</p> <p>② ①に該当しない役員又は取締役、役員等として任命される取締役、役員等</p> <p>③ 新たな取締役の任命による影響の概要</p>
法第10条第二項第一号の要約	<p>① 役員</p> <p>② 取締役の任命</p> <p>③ 株式交換</p> <p>④ 株式交付</p> <p>⑤ 事業又は資産の譲受け又は譲渡</p> <p>⑥ 出資の受入れ</p> <p>⑦ 親の会社の株式又は持分の取得（当該株式又は持分を親事業者である場合又は当該親会社より当該親会社の関係事業者となる場合に限る。）</p> <p>⑧ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を転売する親事業者の親事業者となる場合又は当該親事業者の関係事業者でなくなる場合に限る。）</p> <p>⑨ 会社の設立又は譲渡</p> <p>⑩ 有価証券の発行、債権の買入、責任事業組合の結成に関する法律（平成17年法律第101号）第2条に規定する親（関係当事者組合をいう。）に該当する出資</p> <p>⑪ 親がする出資の額及び親が株式又は持分を譲渡する親の株式又は持分の額</p>

別表6

(注)

1. 事業基盤強化計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について別表5に記載する。同一の措置であった複数の事項に記載する場合は、その旨を記載する。
2. 実施する措置の内容については、次の事項を記載する。なお、申請の段階において別表5の内容については、その旨を、その見直しを可能な限り明らかにしつつ記載する。
 - (1) 役員については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の代表、役員、代表者の親及び親の親族並びに合併前及び合併後の関係事業者、親の代表者、代表者の親及び親の親族並びに合併前及び合併後の関係事業者の親（合併前及び合併後の関係事業者の親をいう。）に該当する役員
 - (2) 取締役の任命については、合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の代表、役員、代表者の親及び親の親族並びに合併前及び合併後の関係事業者の親（合併前及び合併後の関係事業者の親をいう。）に該当する役員及び親族
 - (3) 株式交換については、株式交換をする会社の種類、住所、代表者の親及び親の親族並びに株式交換を受ける親の親族を記載する。完全親会社となる会社及び完全子となる会社を併記するものとする。
 - (4) 株式交付については、株式交付をする会社の種類、住所、代表者の親及び親の親族並びに株式交付を受ける親の親族を記載する。株式交付を受ける親の親族及び親族の親族となる親の親族を併記するものとする。
 - (5) 事業又は資産の譲受けについては、譲り受ける事業又は資産の内容及び譲渡（株式の譲渡の場合）及び譲渡の譲渡を受ける親の親族を記載する。当該事業又は資産の譲受けが親の親族を受ける場合には、その旨を記載する。
 - (6) 出資の受入れについては、親が親事業者の親の親族となる場合、出資の受入れの方法（親の発行、親会社からの譲渡等）及び出資の額を記載する。出資の受入れが関係事業者の上より行われる場合にはその旨を記載し、親の親族の親族を記載する。また、当該出資の受入れが親事業者、親事業者の親族又は親族の親族を受ける場合には、その旨を記載し、株式の譲渡の親族となる親の親族を併記するものとする。
 - (7) 親の設立又は譲渡については、設立する会社の親、住所、代表者の親及び親の親族並びに親の親族の親族並びに譲渡する親の親族を記載する。親の設立又は譲渡が親の親族を受ける場合には、その旨を記載する。
 - (8) 有価証券の発行、債権の買入、責任事業組合の結成に関する法律（平成17年法律第101号）第2条に規定する親（関係当事者組合をいう。）に該当する出資については、親がする出資の額及び親が株式又は持分を譲渡する親の株式又は持分の額を記載する。また、これに伴い発行済みの有価証券の額及び親族の親族を受ける親の親族を併記するものとする。

取得株式の割合（当該親族）、譲渡する役員及び当該親の会社の役員に占める当該関係事業者の親族の割合並びに取得額を記載する。

④ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を親事業者と親事業者の親となる場合を除く。）については、当該関係事業者における株式の譲渡（当該親族の親族に）について記載する。また、当該関係事業者の親族に占める当該関係事業者の親族の親族の割合、住所、代表者の親及び親の親族、取得する株式の額及び取得後における当該親の親族の親族に占める割合を記載する。

⑤ 親の設立又は譲渡については、設立する会社の親、住所、代表者の親及び親の親族並びに親の親族の親族並びに譲渡する親の親族を記載する。親の設立又は譲渡が親の親族を受ける場合には、その旨を記載する。

⑥ 有価証券の発行、債権の買入、責任事業組合の結成に関する法律（平成17年法律第101号）第2条に規定する親（関係当事者組合をいう。）に該当する出資については、親がする出資の額及び親が株式又は持分を譲渡する親の株式又は持分の額を記載する。また、これに伴い発行済みの有価証券の額及び親族の親族を受ける親の親族を併記するものとする。

別表7

事業基盤強化に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

名称	数量	価額	取得時期	設備の用途
土地				
建物				
車両				
器具				
その他				

合計額				
(注) 勘定の取崩、譲渡行着しては借受付又は貸付の取崩、譲渡行着しては取崩である。貸付と取崩一環又は取崩一環の貸付を充てなければならぬ場合にも「備考」にその旨を記載する。				

別表3 譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容 (単位：㎡)

区分	所在地	地積	用途	面積	その他
1					
2					
3					

(単位：㎡)

区分	所在地	地積	用途	面積	その他
1					
2					
3					

(単位：㎡)

区分	所在地	地積	用途	面積	その他
1					
2					
3					

(注) 譲受け又は譲渡については、その種類に記載する。事業又は事業の譲受け又は譲渡に関する不動産については、その種類ごとの内容を記載し、譲渡する事業又は事業の譲受け元金又は譲渡元金を明記する。合併、分割等により取得する不動産についても、同様とする。

別表4 事業基盤強化の経過時期

区分	業 務 内 容
1	
2	
3	
4	

別表5 事業基盤強化の実施に必要な資金の動向及びその調達方法 (単位：百万円)

区分	調達方法	資金の動向				合計	備考
		借入金	自己資金	その他			
1							
2							
3							
4							

(注)

- 「借入金」には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「借入金」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載する。
- 決算上の数値に基づく公開の財務基盤強化計画記載事項による資金の借入れを考慮する場合には、「備考」にその旨を記載する。

別表6 事業基盤強化による地域経済の活性化に関する事項

--

別表7 法律第十五条の特例措置に関する事項
1. 事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額 (単位：百万円)

事業基盤強化を行う事業者の名称	額	
	甲	乙
国内売上高合計額	／ 甲 (百万円)	／ 乙 (百万円)
国内売上高合計額の算出の根拠		

2. 申請を行う事業者の従行事業の属する事業分野における競争の状況 (注)

- 事業基盤強化を行う事業者が3者以上の場合は、1. 中「乙」に続けて、3者以上の事業者を「丙」、「丁」として記載する。
- 国内売上高合計額は、直近事業年度におけるものを記載する。
- 国内売上高の合計額の算出の根拠は、企業組合連盟（株式会社連盟及び公益社連盟の組織に関する法律（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条に規定する企業組合連盟をいう。）に含まれる会社のそれぞれの国内売上高、議決権保有割合（事業基盤強化を行う事業者の属する企業組合連盟に属する会社等が取得し、又は取得する当該事業者の議決権保有割合の総和に係る議決権の割合を合計した数の当該会社の議決権の総和に係る割合をいう。）その他の国内売上高合計額の算出の根拠となる内容を記載する。
- 申請を行う事業者の従行事業の属する事業分野における競争の状況は、事業基盤強化に係る動向又は投資に関する事業基盤強化を行う事業者の従業者の中

において占める程度、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項及び事業基盤強化に併せて採ることとする経費の内容を記載する。

第十二号書式（第十條関係）

第十二号書式（第十條関係）
事業基盤強化計画の認定書

年 月 日
 認 定 書
 国土交通大臣 御 旨
 年 月 日付で認定申請のあった事業基盤強化計画について、通知法第十一條第四項の規定に基づき、関係法令（関係第十二号書式に該当する事業基盤強化計画となる場合における場合）において、()のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

- 認定の日付
- 事業基盤強化計画認定番号
- 申請者の名称及び代表者の氏名
- 申請者の住所

(備考)
 1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
 2. 申請のあった認定申請書及び附付書類の写しを添付する。

第十三号書式（第十条関係）

第十三号書式（第十条関係）
事業基盤強化計画の不認定通知書

年 月 日

殿
国土交通大臣 御

年 月 日付で認定申請のあった事業基盤強化計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記
不認定の理由

(備考)
用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。

第十四号書式（第十条関係）

第十四号書式（第十条関係）
認定事業基盤強化計画の概要

1. 認定の日付
2. 事業基盤強化計画認定番号
3. 認定事業基盤強化事業者の名称
4. 認定事業基盤強化計画の概要

(備考)
4. 認定事業基盤強化計画の概要：中、認定事業基盤強化事業者の事業上の組織に該当する部分については、これを表の概要として記載している。

第十五号書式（第十一条関係）

第十五号書式（第十一条関係）
認定事業基盤強化計画の概要の変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた認定事業基盤強化計画について、下記の上記欄間の変更を行ったので、通知法施行規則第十二条第一項の規定に基づき、下記のとおり届けます。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 変更事項

3. 変更事項の対照

変 更 後	変 更 前

(備考)
用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。
(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

第十六号書式（第十一条関係）

第十六号書式（第十一条関係）
認定事業基盤強化計画の変更申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿
住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた認定事業基盤強化計画について、通知法第十二条第一項の規定に基づき、下記の変更の認定を求めたいので申請します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 変更事項

3. 変更事項の内容

変 更 後	変 更 前

(備考)
用紙の大きさは、日本縦書きA4とする。
(記載要領)
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

第十七号書式（第十一条関係）

第十七号書式（第十一条関係）
認定事業基盤強化計画の変更認定書

年 月 日

殿
国土交通大臣 御

年 月 日付けで変更申請のあった認定事業基盤強化計画について、通知書第二号第五項において適用する国土地部第一号附則の規定に基づき、認定番号（附則第十二条第二項第二号に該当する事業活動を行うおととする場合以外の場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも適合するものであることを認定します。

記

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の事業基盤強化計画認定番号
3. 変更申請者の名称又は変更後の代表者の名称
4. 変更申請者の住所

(備考)
1. 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。
2. 申請のあった変更申請書の写しを添付する。

第十八号書式（第十一条関係）

第十八号書式（第十一条関係）
認定事業基盤強化計画の変更の不認定通知書

年 月 日

殿
国土交通大臣 御

年 月 日付けで変更申請のあった認定事業基盤強化計画については、下記の理由により認定しないものとします。

記
不認定の理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第十九号書式（第十一条関係）

第十九号書式（第十一条関係）
変更後の認定事業基盤強化計画の概要

1. 変更の認定の日付
2. 変更後の事業基盤強化計画認定番号
3. 認定事業基盤強化事業者の名称
4. 変更後の認定事業基盤強化計画の概要

(備考)
1. 4. 変更後の認定事業基盤強化計画の概要：中、認定事業基盤強化事業者の営業上の稼働に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

第二十号書式（第十二条関係）

第二十号書式（第十二条関係）
認定事業基盤強化計画の変更指示の通知書

年 月 日

殿
国土交通大臣 御

年 月 日付けで認定をした認定事業基盤強化計画について、通知書第十二条第三項の規定に基づき、下記の理由により変更を指示します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号
2. 変更指示の内容
3. 変更指示の理由

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

第二十一号書式（第十三条関係）

認定事業基盤強化計画の認定取消し通知書

年 月 日

殿

国土交通大臣 御

年 月 日付で認定をした認定事業基盤強化計画について、通知法第十二条第二項又は第十三条の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 認定取消しの理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第二十二号書式（第十三条関係）

認定事業基盤強化計画の認定取消し

1. 認定を取り消された日付

2. 認定を取り消された事業基盤強化計画認定番号

3. 認定を取り消された事業者の名称

4. 認定取消しの理由

(備考) 「4. 認定取消しの理由」中、事業者の事業上の影響に該当する部分については、これを公表の対象として記載していない。

第二十三号書式（第十四条関係）

年度における認定事業基盤強化計画の実施状況報告書

年 月 日

国土交通大臣 殿

姓 名

職 務

代表者の氏名

年 月 日付で認定を受けた事業基盤強化計画の 年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 事業基盤強化計画認定番号

2. 事業基盤強化計画の達成状況

3. 実施した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

4. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項（通知法第十二条第二項第二号に該当する事業活動を行う場合に限る。）

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載事項) 1. 法第十二条第一項の規定により変更の認定を受けた場合には、変更後の事業

基盤強化計画認定番号を記載する。

2. 事業基盤強化計画の目標の達成状況

(1) 事業基盤強化計画に係る事業の目標の達成状況を個別的に記載する。
(2) 生産性の向上を示す数値の達成状況（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。

(3) 計画内容の健全性の向上を示す数値（認定計画に記載した指標を用いる。）を記載する。

3. 実施した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容については、次の順番により、認定事業基盤強化事業者及び関係事業者の実施した経費等について、計額と実績を対比させてそれぞれ記載する。なお、認定金融機関からの融資を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載する。また、事業基盤強化計画においては、設備投資額が認定金融機関からの融資額よりも金額が少ない場合にはその理由も併せて記載する。

4. 事業基盤強化計画に伴う労務に関する事項については、労務の増減を対比させて記載する。①、②及び③については、最終年度の報告において計画期間全体の数値も報告する。

- ① 事業基盤強化計画の開始時の従業員数
- ② 当該事業年度の従業員数
- ③ 当該事業年度中、事業基盤強化計画に当たった従業員数
- ④ ②のうち、新規採用された従業員数
- ⑤ 事業基盤強化計画に伴う当該事業年度中に辞職し、又は解雇された従業員数

別表

実施した事業基盤強化計画の内容及び適用を受けた支援措置の内容

区分	計 画	実 績
実施内容等		

第二十四号書式（第十四条関係）
製造又は移轉をする船舶等に関する報告書
年 月 日
国土交通大臣 殿
社 理
名 称
代表者の氏名
製造又は移轉をする船舶等に関する事項について、下記のとおり報告します。
記
1. 事業監督強化計画認定番号
2. 製造又は移轉をする船舶等に関する事項
(備考)
1. 用紙の大きさは、日本標準規格A4とする。
2. 国土交通大臣の指示に応じて、必要の書類を提出すること。